

江戸時代建立の草木塔の考察

— 偈文「一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛」を糸口にして—

菊地 和博

本稿では、山形県置賜地域に集中的に分布する草木塔を考察する手がかりとして、安永9年（1780）建立で「一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛」の偈文をもつ米沢市大明神沢の草木塔を主たる題材とした。この偈文の理解が山形県内の江戸時代建立の草木塔を解明する糸口になると考えた。そのアプローチの方法として、中世の能・謡曲の「鶴」「仏原」「野守」にみられる同じ偈文を用いて内容の分析・検討を行った。その結果、この偈文は16文字を一体化して捉えることが重要であり、その意味するところは、人間の鎮魂供養や成仏が達成されることによって草木の成仏も可能になる、という深い仏教思想であるとの結論を得た。一方で、偈文は供養経文として実際に宗教者によって死者の鎮魂供養として唱えられていたことも明らかにした。以上の研究経緯にたつて、米沢藩の近世に起った出来事も重ね合わせ、とりわけ大明神沢の草木塔は、樹木伐採に関わる犠牲者の鎮魂供養すなわち草木の怨霊鎮魂の碑である可能性を導き出した。草木塔建立の歴史的底流には、伝統的な樹霊信仰や自然との一体化思想がある。しかしそれだけではない。江戸時代建立で草木塔初期のものは、死者供養とともに草木の怨霊鎮魂のねらいをもつだろうという見解を述べたものである。

はじめに

「草木供養塔」もしくは「草木塔」（以下「草木塔」）は、山形県米沢市を中心とした置賜地域に集中的に分布している。全国的にみてもこの特定エリアに建立されているのは何故なのか、その理由は不明のままである。草木塔は平成に入ってから増え続けており、県外はもとより日本人の移住地でもあるパラグアイにまで建立されて、現在までの総数は2百を超える勢いである。今なお増加傾向にある草木塔であるが、本来何のために建立されたのかを考えるには、山形県内の江戸時代建立の草木塔32基に立ち返って検討してみる必要がある。本稿では、建立初期の米沢市口田沢地区の大明神沢碑（安永9年）や入田沢地区の白夫平碑（寛政9年）にみられる偈文「一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛」を最も重視した。その偈文は中世の能・謡曲の中で宗教者が用いる人間の供養経文としても登場している。偈文本来の意味を解明しながら

ら、一方では死者の供養経文として用いられている点に留意して、そもそも江戸期草木塔の建立目的は何かの問いに迫ってみたい。

1. 草木塔建立の概況と時代的変遷

主として『置賜の民俗』（2012年）の調査に基づけば、草木塔建立の時代的変遷や概況は以下のとおりである⁽¹⁾。

(1) 置賜地方の時代別草木塔数

- ①江戸時代 米沢市17基 川西町9基 飯豊町5基 南陽市1基 (計32基)
- ②明治時代 米沢市2基 川西町5基 飯豊町6基 高畠町2基 白鷹町1基
(計16基)
- ③大正時代 米沢市1基 川西町1基 飯豊町2基 (計4基)
- ④昭和時代 米沢市4基 川西町2基 飯豊町3基 白鷹町1基 (計10基)
- ⑤平成時代 米沢市19基 川西町5基 飯豊町6基 南陽市3基 高畠町3基
白鷹町4基 長井市4基 小国町2基 (計46基)
- ⑥時代不明 高畠町1基

(2) 置賜地方の市町村別草木塔数

- ①米沢市43基 ②川西町22基 ③飯豊町22基 ④南陽市4基 ⑤高畠町6基
- ⑥白鷹町6基 ⑦長井市4基 ⑧小国町2基 (計109基)

(3) 山形県内4地方別草木塔数

- ①置賜地方109基 ②村山地方48基 ③庄内地方8基 ④最上地方4基

(4) 山形県内外草木塔数

- ①県内169基 ②県外30基 ③国外(パラグアイ)2基

※上記(4)「②県外30基」のうち江戸時代建立は次の2基である。

- ・福島県熱塩加納村赤崎地区「草木塔」安政6年(1858)
- ・岩手県和賀郡沢内村猿橋七内地区「草木供養塔」文久3年(1863)

以上が草木塔の県内外の状況である。ところで、米沢市大代原地区には文政6年(1823)建立の「草木供養塔」がある。そこに記されていることは、寛政6年(1794)に三梁沢村の3名が米沢藩に願い出て4つの沢のある山々の樹木伐採を禁止したこと(留山)の功績を讃える内容である。名主クラス12名が「世話人」として建立に関わっている。碑文内容を読み下せば、行間に乱伐への戒めと自然保護的な発想も窺える。しかし碑文最後に「因供養草木記三子之功以示後世云」(草木を供養することに因って、三名の功績を記して後世に伝える)とある。文面からは、それまで当村山内において大量に伐採された樹木に対する人々の供養の心が明確に読み取れる。

むろん、草木塔の建立理由はそれだけではなく、伐採の際の安全祈願や自然の恵みへの報恩感謝など、個々に応じた背景なり理由があったことは推察できる。すべての草木塔について建立の意図を一様に推し量ることはできないのは当然であろう。

上述した草木塔の統計では、平成の時代になってからも置賜地方46基の建立が確認できるが、そのほかでは村山地方44基・庄内地方7基・最上地方4基が建立されており、山形県外でも24基の建立がみられて年々増加の傾向を示している。そこには「自

然と人間の共生」という言葉に象徴されるように、環境保全・自然保護への関心や課題が人々の中に浸透していった社会背景を読み取ることができる。

2. 伝統的な草木・樹霊への信仰心

ここでは、古代から草木や樹木に対する信仰や思想・観念はどのようなものであったか、文献等を検証しながら伝統的自然観と草木塔建立との関連を考えてみることにしたい。

(1) 人間と草木・樹木の一体化

- ①『日本書紀』卷二神代下 にはつぎのような文言がみられる⁽²⁾。

「有草木咸能言語」（くさきことごとくによくものいうことあり）

古代史学者の井上光貞によれば、「草や木も霊を持っており、時折ものを言っておびやかす」という意味である。

- ②『古事記』に書かれた次のことごとくについて、国文学者の三浦佑之は次のような解釈をしている点が注目される⁽³⁾。

人間の祖先は「ウマシアシカビヒコジ（立派な葦の芽の男神）」であり、古代人は植物の葦である草から人間が誕生したとする。つまり草＝人間という発想があった。

さらに三浦は次のようなイザナギの言葉を取り上げて人間の本質に触れている。

汝よ、われを助けたごとくに、葦原の中つ国に生きるころの、命ある青人草が苦しみの瀬に落ちて患い悩む時に、どうか助けてやってくれ。

三浦はここに記された「青人草」とは、青々とした人である草と訳すべきであり、古代人には人は草であり植物の仲間であるという認識がみられるとした。

(2) 草木・樹木がもつ霊性への畏怖

- ①『日本霊異記』中巻 第26縁 [いまだ仏の像を作畢らずして棄てたる木異霊しき表を示す縁 第26] には次のような観念がみられる⁽⁴⁾。

禪師広達という修行僧が吉野で仏像をつくろうと梨の木を伐採したが、仏像は作らずそのまま捨てて去って行った。その木は、いつの間にか橋として吉野川の支流の秋河に渡され、人や牛馬がその上を往復した。ある時に禪師広達はそこを通りかかると、橋の下から「ああ痛い、きつく踏まないでくれ」という声がする。その声は彼が捨てた梨の木であった。僧は驚き木にあやまった。その後、その木から阿弥陀仏・弥勒仏・観音菩薩の像を彫り吉野郡越部村の岡堂に安置した。木には心がない、それなのになぜ声を出したのだろうか。それは精霊の発した声に違いない。（注：筆者意識）

このように、樹木には精霊が宿っておりそれらを粗末に扱うことの戒めとしてこの説話が語られている。

②『新庄古老覚書』「小又の霊木」の項⁽⁵⁾にある概要は次のようなものである。

最上郡小又村の聖天大権現境内にある杉の大木を船の帆柱にしようと伐採したら大木の伐り口から大量の流血があったがかまわず伐り倒した。しかし大木は途中で折れてしまい帆柱ではなく船として使用した。ところが船は川を逆流して登って川底に沈んでしまった。

それに続いて、次のように忌まわしい出来事が起ったことが述べられている。

如此の霊木を切らせたる諸役人の不埒成るべし、其節 頭を致せし小又村の三郎とう云う者は忽ち異病を受け腰抜けと成りて生涯苦み、家の内をも手這にて漸々摺りあるき候と也、右の杉に掛り合の者共代官初として満足成る者一人もなし、後世恐れ慎み給ふべし

ここからは、霊木をむやみやたらに切り倒せば恐ろしい祟りに見舞われることが説かれており、人間と同じ樹木の怨霊を垣間みることができる。

(3) 樹木の伐採儀礼

①「鳥総立て（とぶさだて）」

『万葉集』にある比喩歌として、「とぶさ立て 足柄山に船木伐り 木に伐り行きつ あたら船木を」の和歌が知られている⁽⁶⁾。

これは男女間の比喩として歌われており、語句にいろいろな解釈がある。それはさておき、おおよその意味は、「とぶさ立てする足柄山で船を作る樹木を伐採したのに、ただの木として伐採してしまった。優れた船木なのにもったいないことをした」というようなことである。「とぶさ」とは「鳥総」と書かれることが多い。「鳥総立て」とは、船を作るために伐採した樹木の切り株に、その木の葉がついた小さな枝を差し込んで立て、新しい成長を祈ることである。小さな枝にはその木の精霊が宿ると考えられたようで、「鳥総立て」の儀礼は以下に述べる「マサカリ立て」と類似しており古代から行われていた。

②木霊祭（こだままつり）

『延喜式』卷三 神祇三には、「造遣唐船木霊併山神祭」とある⁽⁷⁾。遣唐船を造った際に、その原木とした樹木に対して慰霊や感謝の心を込めて木霊祭・山神祭を行ったとある。

③マサカリ立て

A. 山形県最上地方の事例

最上町・戸沢村・大蔵村などでは現在も行われている⁽⁸⁾。それは、最初に伐採した木の切り株に斧で少し傷をつけ、そこに木の梢をさし立て、その前に山道具を揃えて神酒・水・燈明・肴を供えて一同礼拝をする。山の神への伐採許可の祈り・願いの意味をもつ。

B. 山形県庄内地方の事例

鶴岡市藤沢地区・荒沢地区や酒田市平田地区などでは「鉞立て」祭事が行われ

たという記事が掲載されている⁽⁹⁾。樹木を伐採する際に鉞を突き立て山の神の許しを得るといふ古式にのっとり神事を再現している。

C. 福島県会津地方の事例＝「ヨキ（小斧）立て」

会津地方では、最上地方のやり方のほかに伝授された秘伝の巻物の神文を読み上げる。木を伐採することの許しを賜う。そのため様々な品々を捧げて木の霊を慰撫する儀礼が行われる⁽¹⁰⁾。

以上、文献や民俗事象、伐採儀礼等を見てきたが、本稿のテーマである草木塔の建立には伝統的な草木・樹霊への畏怖や信仰心、あるいは自然との一体化の思想が根底にあるだろうということは十分推察できる。

3. 能・謡曲にみられる草木の精霊および供養経文

これまで述べてきた樹霊信仰などの伝統的観念を反映して、能や謡曲にも草木・樹木が擬人化されその精霊を演じる曲目が少なからずみられる。以下にいくつかの事例を取り上げてみる。

(1) 能・謡曲にみられる草木・樹霊への信仰

草木などの精霊が登場する曲目は、①「墨染桜」（桜の精霊が登場する。以下同様）②「六浦」（楓の精霊）③「朝顔」（朝顔の精霊）④「高砂」（松の精霊）⑤「杜若」（杜若の精霊）などである。

このほか、⑥「西行桜」（老桜の精霊）⑦「芭蕉」（芭蕉の精霊）⑧「藤」（藤の精霊）⑨「遊行柳」（柳の精霊）は誦経によって草木の精霊が成仏する様子が描かれて大変興味深い。曲目はこのほかにもいくつか存在するだろうと思われる。

(2) 能・謡曲にみられる供養経文＝偈文

これから詳述する大明神沢にある安永9年および白夫平にある寛政9年の2つに刻まれた「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」の偈文は、能・謡曲の以下に示す曲目の中で人間の供養経文として唱えられていることに注目したい。今のところ次のような曲目を見出している。

①偈文「草木国土悉皆成佛」

「西行桜」「芭蕉」「遊行柳」「半（はじ）とみ」「定家」「采女」「杜若」「殺生石」「巴」「弱法師」などにみられる。

②偈文「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」

「鶴」「仏原」「野守」（一部のみ）などにみられる。本稿ではこの「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」の偈文に重きをおいて論を進めていく。

4. 偈文「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」をもつ草木塔

上述したように、能・謡曲にみられる「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」の供養経文（偈文）は、米沢地域にある江戸期の2つの草木塔にも刻まれているものとまったく同じである。この偈文こそ江戸時代の草木塔建立の目的や意味を考える大切な手がかりになると考えられるので以下に詳述する。

(1) 大明神沢の草木塔

- ①所在地：米沢市口田沢大明神沢
- ②碑文：正面中央「一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛」
- ③建立年月日：「安永九庚子天 八月一日」
- ④建立者：正面右「講中」 左「口田沢村」
- ⑤像高：110cm
- ⑥種字：「ウン」（阿閃如来等）

(2) 白夫平の草木塔

- ①所在地：米沢市入田沢白夫平
- ②碑文：正面右「一佛成道觀見法界」中央「草木供養塔」左「草木国土悉皆成佛」
- ③建立年月日：「寛政九丁巳八月十三日」
- ④建立者：「中通」
- ⑤像高：85cm
- ⑥種字：「バク」（釈迦如来）

この2つの碑がある米沢市田沢地区には江戸時代建立の草木塔が10基を数えるが、最古が最初に記した安永9年（1780）の碑である。おそらくこの地を発祥として草木塔は置賜地域周辺に広がったものと推察されている。そのため田沢地区は「草木塔の里」と称されている。

なお、安永9年の銘をもつ草木塔は同じ田沢地区の入田沢塩地平にもう一基存在する。それは「七月十九日」の銘をもち、偈文をもつ大明神沢碑の「八月一日」よりもわずかに早く建立されている。建立者名は記されておらず、ほぼ同時期の二つの碑の関係性は何なのかということも検討課題である。



(1)大明神沢の草木塔



(2)白夫平の草木塔

(3) 偈文「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」の出典

ところで、草木塔建立のカギを握ると思われるこの偈文はどこから生まれたのか。『謡抄』は、江戸時代以前に編集された百二番からなる謡曲解説集である⁽¹¹⁾。豊臣秀次の命によって文禄4年3月26日から撰述が始められて慶長4年頃に一応完了したものと考えられている。この『謡抄』において、偈文「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」は古来『中陰経』からの引用といわれているが、そこには見当たらないことを指摘している。このことは中村元も「古来『中陰経』の文とされているが、同経のうちには存在しない。おそらく後の人が、『中陰経』にもとづいて、このようにまとめたのであろう」と述べて『謡抄』の見解を引き継いでいる⁽¹²⁾。

同じく「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」について、石島尚雄は詮慧・経豪による『正法眼蔵書抄』（1300年代初頭）に類出するフレーズ（ただし、「一仏成道」より「一仏成仏」が多い）であるが、肝心の道元禅師の『正法眼蔵』には決して出てはこないと述べている⁽¹³⁾。石島はこの中で、類出するフレーズは『中陰経』ではなく、安然（841～902?）の『勘定草木成仏私記』で初めて創作されたのでは、という他者の学説を紹介している。

また竹村牧男は、「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」は『摩訶止観論弘決纂義』（1100年代）第一巻に出てくるものが一番古いといい、やはり『中陰経』ではなく日本で作られたものとしている⁽¹⁴⁾。

本稿ではこの偈文の出典についてこれ以上は触れないことにする。偈文は前述したように古代から続く樹霊信仰や自然との一体化思想等に根ざしていることに相違なく、まさしく日本において作られた語句であるということを確認しておきたい。

5. 能・謡曲にみられる「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」

(1) 曲目「鶴」について

ここで、あらためて「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」が実際の曲目においてどのような文脈の中で、どんな意図をもって唱えられているかを理解するため、「鶴」の概要を把握することから始めたい⁽¹⁵⁾。

熊野へ詣でた旅の僧が熊野から都へ上る途次、蘆屋の里に着き、里の男に宿を乞う。が、禁制のため断られ、夜な夜な「光り物」が出るが洲崎の御堂があると教えられる。僧は自分には法力があるからかまわぬと泊まる。更け行く沖の波間より異形の者が近づく。見ると空舟（うつおぶね）のようで、しかも舟人が見えない。里の男から聞いた怪しき者と思ひ言葉をかけると、近衛院の御宇に頼政に射殺された鶴の亡霊と答え、その時の有様を語り、浮かびきれずにいる妄執を弔ってほしいと頼み、再び空舟に乗って、恐ろしい鳴声立てつつ波間に消える（中入）。

見舞いに来た里の男が、頼政の鶴退治の話語り、弔いを勧め、僧は読経を始め。夜更けて、「面は猿、手足は虎」の恐ろしげな鶴が本体を現し、頼政に射落とされた当時の光景を語る。これは頼政の矢先にかかったというよりも君の天罰に当たったのだと懺悔。頼政は主上の御感に預かり獅子王という御剣を賜り名誉を雲井に揚げ、自分は空舟に入れられて淀川に流され、この蘆屋の浦の浮洲に流れ留って、朽ちながら暗黒の世界にいることを告げ、心の闇を救ってほしいと願いつつ、海中

に消えていった。

次に謡曲の中で偈文が語られている部分のみを引用してみる（下線筆者）⁽¹⁶⁾。

ワキ：み法の聲も、浦波も、み法の聲も、浦波も、皆実相の、道広き、法を受けよ
と、夜と共に、このおん経を読誦する、このおん経を読誦する。

[出端]（囃子につれて後ジテがつよづよとした足取りで登場、舞台に入る。背に打ち杖をさし、手に扇を持っている）

ワキ：一佛成道観見法界、草木国土悉皆成佛

シテ：有情非情、皆共成仏道

ワキ：頼むべし頼むべしや。

（2）「鶴」と偈文

この曲目は概要で記したとおり、源氏の武将である源頼政が放つ弓矢に射抜かれて退治された鶴の亡霊の物語である。化け物である鶴を退治した功績で華々しい栄誉を受けた頼政とは対照的に、鶴は舟に乗せられて淀川に流され、暗闇の世界をさまよう。鶴は敗者である哀れな自分を弔い救ってくれるよう旅の僧に願う。そこで僧は鶴が成仏できるよう唱えるのが偈文「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」である。ワキである僧はシテ（鶴の亡霊）の姿を見て立ち、数珠を手に合掌する所作を演じる。

ここで「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」の意味するところは、「一人の仏が悟りを開く功德によって、一切のものが、草木までも成仏できる」というものであり、中世に経文同様に読誦されていた文句とされる⁽¹⁷⁾。

次の後シテが述べる「有情非情、皆共成仏道」については、「心あるものも感情のないものも、みな共に成仏できる」、さらにワキが述べる「頼むべし頼むべしや」は「仏の教えは頼もしいことだ、仏に帰依しよう」と解釈される⁽¹⁸⁾。いずれも仏教の功德や教えが濃厚に投影されたものといえる。なお、謡曲「鶴」は室町時代に能を大成した世阿弥の作とされている。

（3）曲目「仏原」について

次に「仏原」についてみてみよう。「鶴」と同じく、どのような文脈において偈文が唱えられているか知るために、まずは概要からみてみる⁽¹⁹⁾。

都の僧が白山禪定を志し、供の僧と高い峰々を廻って参拝しつつ加賀国仏の原に来た。日も暮れたので、とある草葺きの小堂に泊まろうとした時、女が現れ、今日はこの国から出た白拍子仏御前の命日なので読経してほしいと頼み、僧の読経の音が澄みわたる。

平清盛は歌舞に優れた美女の誉れ高い白拍子祇王を寵愛したが、祇王の取りなしで推参した仏御前に心が移り、祇王は清盛の許を追い出された。寵を失った祇王は飛花落葉の無常を悟り、髪をおろし嵯峨の奥に庵を結んだ。ある日、同じく様を変えた仏御前の来訪を受け、祇王は恨みも消え感涙を流した。昔語りはともかくと重ねての僧の問いに、女は草堂の主は仏と言いさし消えた（中入）。

里の男が僧に乞われて仏御前の事跡を物語り、供養を勧める。僧が夜もすがら回

向をなし仮寝の夢を結ぶと、明け方近く仏御前の霊が在りし日の姿で現れ、舞を舞い、悟道を示し、「一步挙げざる前（さき）をこそ、仏の舞とは言ふべけれ」と謡い捨てて消え失せる。

次に「仏原」の中の偈文が語られている部分を記す（下線筆者）⁽²⁰⁾。

シテ：仏の原といふ名所も、昔を留むる名残なれば

ワキ：今とぶらふも疑ひなき、成仏の縁ある其人の

シテ：名も頼もしや 一佛成道

ワキ：観見法界

シテ：草木国土

二人：悉皆成佛と聞く時は。

<上歌>二人：佛の原の草木まで、佛の原の草木まで、皆成佛は疑わず、有難や折からの、野もせにすだく、虫の音迄も、声仏事をやなしぬらん、山風も夜風も、声澄みわたる此原の、草木も心有や覽、草木も心有や覽。

（４）「仏原」と偈文

「仏原」は、祇王に代わって平清盛に寵愛された白拍子仏御前の霊が現れる物語である。この場面は仏御前の命日に当たっているという設定であり、ある女（つまり仏御前）は、ただでさえ罪深い五障三従の女の身は心の迷いも晴れがたいので、迷いを晴らして心の濁りを清めて涼しき道（極楽）に導いてくれるよう僧に対して読経を依頼する。そのようなやり取りを経て、シテとワキの二人によって偈文「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」が唱えられる。先の「鶴」がワキ一人で唱えたのとはいささか異なる構成である。しかし偈文は同じように、「仏が仏道を極め、慈悲の眼で世を見渡せば草木も国土も皆成仏する」と解され⁽²¹⁾、ここではさらに「草木も心有や覽」とまで述べて、草木が持つ「こころ」にまで言及している点が特徴である。なお、「仏原」は「世阿弥周辺の作（金春禅竹か）」ともいわれている⁽²²⁾。

以上、曲目「鶴」と「仏原」にみられる偈文の実際をみてみた。「鶴」も「仏原」も物語の主人公が亡霊となって現れるが、それに対して僧が唱える供養経文が「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」である。各主人公はこの偈文によって弔われ、心の安らぎを得て舞台から去って行くという筋書きなのである。

6. 考察

（１）「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」の解釈

これまで述べたとおり、「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」の偈文が草木塔の建立目的を考える重要な糸口であるという認識のもとで、まず偈文は能・謡曲においてどのように解釈されてきたのか、前述までの解釈事例の確認からはじめたい。

①曲目「鶴」「仏原」

すでに「鶴」では、「一人の仏が悟りを開く功德によって、一切のものが、草木までも成仏できる」と記し、「仏原」では「仏が仏道を極め、慈悲の眼で世を見渡せば

草木も国土も皆成仏する」という解釈であることを記した。

さらにこれに付け加えるならば、仏教学者岩本 裕は「ある佛が成道すれば、この世に存在する人間も動物も、いな山川草木に至るまでが、その徳を受けて成佛ということ」とし、「大乘仏教の極意をとく偈文である」と述べている⁽²³⁾。また、同じく中村元は「一佛」に3種の意味があることを示す中で、「一人の仏」と解する事例としてこの偈文を紹介している。しかし全文の意味は記していない⁽²⁴⁾。

②曲目「野守」

謡曲の中に世阿弥の作品とされる「野守」の曲目がある。この概要は次のようなものである。

出羽国の羽黒山伏が大峰葛城山へ参る途中に大和国春日の里を通りすぎる。ちょうどそこで一人の野守の老人と出会ったので、近くにあったいわれありげな池について尋ねる。老人は、それは野守が姿を写すので野守の鏡といっているが、本当の野守の鏡は、昼は人間で夜は鬼となってこの野を守っていた鬼神の持つ鏡のことだと答える。山伏は真の野守の鏡が見たいというと、老人は鬼神の鏡は人間が見れば恐ろしいだろうといって、せめてこの水鏡を見なさいといって塚の中に姿を消す。山伏は、土地の人から姿を消した老人こそ野守の鬼の化身だろうと聞かされて、この奇特を喜んで塚の前で祈る。すると鬼神が鏡を持って現れ、天地四方八方を写してみせた後、大地を踏み破って奈落の底に入っていった。

以上であるが、この曲目のシテの言葉の中に、草木に関わる「一佛成道」の文言が見られるので以下に示す（下線筆者）⁽²⁵⁾。

ワキ：かかる奇特を見ることも、これ行徳のゆえなりと、思ふ心をたよりにて、鬼神の住みける塚の前にて、肝胆を砕き祈りけり、われ年行の劫を積める、その法力のまことあらば、鬼神のみやうちやう現はして、われに奇特を見せ給へ、南無帰依仏。

シテ：有難や、天地を動かし、鬼神を感ぜしめ、土砂、山河草木も、一佛成道の法味に引かれて。

下線部分については、「有情非情のあらゆるものが、一人の仏が悟りを開くことの功德によって成仏できるという、仏法の妙味に引かれて」という説明がなされている⁽²⁶⁾。このことはまさしく偈文「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」と同じ意味であり、傍線の言葉の背景には疑いなくこの偈文があったと考えることができる。

③謡曲集『謡抄』

前述した『謡抄』では、曲目「仏原」について次のような解説が注目される⁽²⁷⁾。

一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛

古来ヨリ此経文ヲバ中陰経ノ文ナリト引用スレドモ、彼ノ経ヲ具ニ見タレドモ似タル文モ無之。山門ノ宝地坊モ中陰経ノ文ト引カレタリ。不審也。所詮、文意ハ、一佛成道ノ時、普ク法界ノ森羅ノ万象ヲ見ルニ、本ヨリ一仏ニ具足スル所ノ草木ナレバ、悉ツレテ成佛スルト云事也。

ここでは、「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」の「文意ハ」とあり、「一佛成

道ノ時、普ク法界ノ森羅ノ万象ヲ見ルニ、本ヨリー仏ニ具足スルノ草木ナレバ、悉ツレテ成佛スルト云事也」と記している。ここでは、「本ヨリー仏ニ具足スル所ノ草木ナレバ」との文言が留意すべき点であると思われる。それについては後述する。

（2）偈文の意味と全文の一体的理解

ここまで「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」の解釈事例をみてきた。このことを十分に認識しながら、ここであらためてこの偈文のもつ意味や思想について検討してみる。

現存する石碑で偈文の前半部「一佛成道観見法界」と後半部「草木国土悉皆成佛」を切り離して後半部のみ刻印している事例がみられる。江戸時代のもので山形県内事例は、米沢市東1丁目にある六面幢と同じく花沢町にある六部の塔、天童市乱川万代橋南の一字一石供養塔などである。しかし、筆者はこの偈文「一佛成道観見法界」と「草木国土悉皆成佛」は、本来は切り離してとらえるべきではないという考えに立つ。

偈文の意味として、前半部「一佛成道観見法界」について、「一佛」とは1人の仏(人間)。「成道」とは悟りを開くこと、解脱の境地。「観見」とは本質を見極めること。「法界」とは一切の現象の本質的姿(真如)ということである。このことから、「一人の仏が悟りを開いて世の中の一切の現象の本質を見極める」と理解することができる。後半部「草木国土悉皆成佛」とは、いうまでもなく「草木をはじめこの世に存在するすべてのものが成仏できる」ということである。

さて、前半・後半の2つがどのように1つの文意として繋がるのかということになる。ここで手がかりとして思い起こされるのが、先の『謡抄』にあった「本ヨリー仏ニ具足スル所ノ草木ナレバ」である。これは「元来1人の仏と同じ心(仏性)をそなえている草木であるから」と解することができる。これを念頭におくならば、次のように前半部・後半部は接続することになる。つまり「1人の仏が悟りを開いて一切の現象の本質を見極める。このことによって、草木をはじめこの世に存在するすべてのものが成仏できる」という一体化した文となる。

この点について、「鶴」では「功德をもって」、「仏原」では「慈悲の眼で」、また「野守」では「仏法の妙味に引かれて」など、後半部への接続する文言を加えた説明がなされている。これらの言葉を拝借するならば、「仏の慈悲の眼で世の中を見つめれば、その功德によって、草木はじめすべてが成仏できる」との説明ができるだろう。逆にいうならば、「草木は人間が仏心や慈眼をもって接しなければ成仏できない」ということである。これは、あくまでも人間側の心のありよう、人間の生き方や死生観に力点を置いた偈文であり、その結果として草木の成仏があると考えられる。

このように理解すれば、本来「一佛成道観見法界」を切り離して「草木国土悉皆成佛」のみを取り上げることはできない。前半部「一佛成道観見法界」は「草木国土悉皆成佛」の前提文として欠けてはならない文言であることが理解できる。この偈文は両者を一体化させることによって初めて文意をなすものであり、そうあってこそ偈文としての真の意味と重みがあると考えるのである。

ところで、「鶴」「仏原」では、偈文は今亡き存在であるシテを慰め供養するため僧によって唱えられる。したがって、そのねらいからすれば後半「草木国土悉皆成佛」の必要性はどこにあるのかの疑問も生まれよう。そこで「仏原」には偈文の後に次のような文言があったことを想起したい。

佛の原の草木まで、皆成佛は疑わず、有難や折からの、野もせにすだく、虫の音迄も、声仏事をやなしぬらん、山風も夜風も、声澄みわたる此原の、草木も心有や覽。

ここでは、亡き人である仏御前への鎮魂供養が行われ、真に成仏が果されることによって心を持つ草木の成仏はもちろん、虫や風の音までもがその功德にあずかり澄みわたる、という考えが示されている。つまり、「鶴」「仏原」の双方とも、偈文はまず人間の鎮魂供養や成仏が成就し、それに伴って草木の成仏も可能となるという仏教上の思想・世界観が示されている。先に人間の正しい心のあり方・解脱の境地（成仏）が求められ、それに従って草木・自然のあり方が伴っていく。そのあり方が同一化することによって両者は同じ世界に到達し安住できる、と考えるのが仏法の道理なのであろう。人間と自然の真の一体化とはこのことだろうか。この法理（仏教思想）は江戸期草木塔を解明するうえできわめて重要なポイントと考えたい。

（3）江戸桜田邸・麻布邸の再建用材

そもそも草木塔建立の直接的契機となった出来事とは何かという核心的問題に触れたい。それは米沢市中心部から南西部方面にあった上杉藩御林の塩地平などにおける山林の大量伐採であったと考えられる。それは安永元年の江戸の火災で米沢藩桜田邸・麻布邸が焼失し、その再建用材として切り出されたものであった。以下の①②③の記録に伐採と運搬の様子が記されている⁽²⁸⁾。

①『鷹山公偉績録 卷の一 御年譜上』

安永元年 二月二十九日 江戸大火。桜田麻布両邸類焼。

五月八日 諸士塩地平・小国両山に於いて両邸造立の材木伐運びの御手伝始まる。竹股美作総頭取命ぜらる。

九月 諸士御手伝の材木伐終るに付、会津の津川へ運出し新潟湊へ下して、北濱より江戸に輸す。

②『鷹山公偉績録 卷の二十 誠信篇』

安永元年五月八日より南境（会津領境）塩地平の山入にて、木材伐立の御手伝仰付けられけり、君の御誠意心肝に浸み力を尽くしける故、僅か二十餘日にして良材一萬餘株を伐り出しぬ。右の木材を会津領津川へ運出して越後新潟湊へ下すべしとの事にて、此より先き郡奉行長井庄左衛門を御使者として会津へ御頼みあり、之に依って六月十二日より会津領中小屋入田附まで諸組御手伝にて運送す。是又寒冷の山中にて艱難なりけれども少しも厭はず、此を新潟へ運び下し、（是時、小国北方よりも御伐立になり是亦新潟に下す）江戸より五百石船を御雇ひにて、東海を廻し十二月の末に着船。

③『治憲公御年譜 卷八』

安永二年四月五日「（前略）江府両邸類焼に付き、塩地平に於いて材木伐立御家中の諸士数十日筋骨を勞し御手伝いたし、右材木新潟より船廻りにて江府へ登せらるる（後略）」

これ以外にも次のような記録がみられる。あくまでも参考として記しておく⁽²⁹⁾。

安永二年二月 桜田・麻布両邸の再建、家中の手伝いで着工（「岩瀬覚書」）。これにともない江戸両邸再建の用材は小国五味沢から一千本、玉川落合から金丸へ川流し、また同所から海老江へ筏でおろす一方、下長井五十川ほかからも杉柱二百本、一方鮎貝から板百五十間分を酒田へはこぶ。

以上、上記①②③の記録から、米沢藩御用林から1万本余の樹木を大量伐採した歴史的出来事が確認できるのである。

（4）伐採を主導した木流し従事者（木流し衆）

江戸の桜田・麻布両邸の再建用材の伐採作業に従事した藩士たちについて、これまでみた記録には「御手伝」したという表現が使われている。つまり、藩士たちは主体となって伐採作業を行ったのではなく、手伝いする立場に従事したことを示している。作業主体となって伐採作業を行う人々は塩地平近隣の集落住民であったことが考えられ、そこでは多くの木流し業従事者（木流し衆）が駆り出されたと考えるのが妥当であろう。木流し業とは、山から樹木を伐採して近くを流れる川に下し城下まで流す運搬作業のことである。城下の人々の生活必需品として薪は燃料として欠かすことのできないものであった。以下の①②の史料に江戸期米沢藩の木流しの状況が記されている⁽³⁰⁾。

①藁科立遠『管見談』

「城下にて用所の薪は田沢、築沢、綱木より多く伐出、鬼面川を流し木場へ揚げて売るるなり」

②竹俣美作当綱『国政談』

「城西七里をへたつ塩地平の山林ハ桧さわらつが五葉松など麻のことくしげりてみなこれ良材なり、然れども七里之数運送の人夫用脚の費少なからず候、仍て御城下の用木に不自由に候、しかし一とせ其筋の川を流し木場川へ入れて木材蔵へ囲ひ置て用木となし候へバ、其益も有之候へキ、是二因て以来心を尽すへきことに候」

以上のように、遠い山間部から米沢城下へ大小河川によって流された樹木は貴重な薪・用木などの日用品であったことがわかる。田沢地区周辺に住む多くの木流し衆はいわば樹木伐採・運搬のプロ集団であった。安永元年に米沢藩の命を受けて塩地平を中心とした山林の大量伐採を主導したのはこの集団であろう。草木塔建立を考える場合はこの木流し衆の存在を念頭におかなければならない。

運搬される薪・用木は、木流し衆が住む山間集落と城下の町民（町衆）とを結びつけていたと推察される草木塔が存在する。それは次のようなものである。

①所在地：米沢市口田沢塔婆沢

②碑文：「草木塔」

③建立年月日：「文政九丙戌歳八月十五日」（1826年）

④建立者：「町方施主」

この草木塔で注目されるのは、建立者として「町方施主」と銘記されていることで

ある。当地区は下の町集落にあるので、「町方」とはこの下の町の「町」と解する向きもある。しかし、村方に対する町方、いわゆる米沢城下に居住する「町民（町衆）」と考えられる。木流しを経て用材を得ている町民が比較的城下に近い当地に草木塔を建立したのだろう。それは樹木供養、はたまた感謝の心からであったろうか。「木流し」を媒介とした山間住民と城下町民との結びつきを象徴する石碑として捉えたい。

(5) 偈文「一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛」がもつ鎮魂供養性

これまでみてきた山林での大量伐採作業において、じつは米沢藩士の中に犠牲者が出たことは、たまたま次のような藩の記録において見出すことができる（下線筆者）⁽³¹⁾。

安永二年閏三月七日 米府に於いて去月（中略）二十六日 組外御扶持方板屋作右衛門正盛去年七月中病死の所、男丹次去年六月中御手伝塩地平へ罷越怪我致し、平癒の上再罷出痛所再発して遂に相果候に付、作右衛門嫡孫勘次正之へ家督を願ひ奉る所、上聞に達して月俸一人半扶持四石祖父代の通り賜之（後略）

ここでは「板屋丹次」という人物が怪我がもとで命を失ったことが家督相続の理由として記されているため、はからずも1名の犠牲者が存在したことがわかる。この伐採作業に藩士たちが従事するにあたって、「御手伝」したという表現が各記録に使われていることは前述した。不慣れではあるが手伝いに多くの藩士が駆り出されるほど、大規模な山林での作業であったことが窺われる。犠牲者はもっと出たことが考えられる。

一方、主体となって伐採労働に従事した木流し衆など地元側にも怪我人や事故死など犠牲者が出たのではないか。さらに一万本余の樹木伐採で、数ヘクタールにも及ぶハゲ山が起す土砂災害がのちのちあったのではないか。このことをどう考えるか。記録としては残らないが、あり得る話として草木塔を考える場合にこれらを念頭に入れておかなければならない。

以上、諸々のことを考慮しながら、あらたな視点で2つの偈文「一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛」を見つめるとどうなるか。「一佛成道觀見法界」の「一佛」とは命を失った実際の人物が考えられまいか。そうすると、偈文は樹木伐採から生じた何らかの犠牲者に対する鎮魂供養の意味が濃厚となる。ここでは人間の鎮魂供養を通して「草木国土悉皆成佛」つまり草木供養（および成仏）も切に願うという解釈が生まれる。

同時にこの碑には草木の怨霊に対する人々の不安が垣間見える。樹木伐採時の死者はまさしく草木の怨霊であると考えられても不思議ではない。そこには古代から日本の裏面史として続く伝統的怨霊観念が浮かび上がる。

江戸時代の初期草木塔は犠牲者の供養と草木の怨霊鎮魂を同時に含んでいると考えられることは可能である。大明神沢の碑が鎮魂の可能性をもつことを跡づける現地の証言がある⁽³²⁾。

大明神沢にある石碑は、何代も前から毎年唐原部落の者でお盆に参ってんだ。墓参りの日は、お供え物を多めにたがって（持って）な、自分の家の墓さ参った後、

ここの四つの塔にもお供えして帰るんだ。コモをひいて、花も飾んだ。おらは先祖供養の気持ちを込めていんだ。

文中「四つの塔」とあるが、偈文のある碑の左に「湯殿山三十三度参詣供」（寛政2年）、右に「高平山大明神」（文政2年）、そして判読不能の小型碑の4基のことである。4基の関連はほとんどないと考えられる。

さてこの証言は、唐原集落で最後の木流し体験者であった故星野貞一氏（大正9年生）のものである。この言葉からは、偈文が刻まれた石碑が盆供養の眼目であり、それは何代にもわたって唐原の人々が手厚く墓参りしてきたことが知られる。集落の人々にとってこの碑は格別な意味をもつ存在だったのである。ただちに山林伐採の犠牲者の鎮魂供養と結論づけることはできないが、この碑には深い理由が潜んでいると考えられる。

この碑の建立者は「講中・口田沢村」である。むろん介添役となった宗教者（導師）の存在が考えられるが、集落の相当数の人々の意思としてこの碑が建立されたことは疑いない。口田沢の人々は、「草木国土悉皆成仏」のみならず「一佛成道観見法界」を含めて、この偈文16文字がもつ意味をよく認識していたことが考えられる。

山形県東置賜郡川西町には江戸時代建立の草木塔が9基ある。これは米沢市の17基に次いで多いが、その9基の中で文化13年(1816)・嘉永3年(1850)・元治元年(1864)の3基は、まるで「墓石」の姿をとっている。いずれも「草木供養塔」と刻まれている⁽³³⁾。同町には墓石形の草木塔は明治9年(1876)建立のものを含めると4基になるが、大明神沢碑を念頭に置くならば、これらは何を物語るのか十分検討にあたいする。

(6) 米沢藩の能・謡曲の政策について

米沢藩の能・謡曲の政策に関するものとして、『米沢市史』第2巻（近世編1）には「能・謡曲の隆昌」、『米沢市史』第3巻（近世編2）には「能楽の変遷」として詳述されている⁽³⁴⁾。それらを参照しながら、時々の藩主の能楽政策等はどうであったか、庶民はどう関わったか、などについて年表ふうにもとめてみた。

[米沢藩内の能の政策と普及状況]

- ・ 2代藩主 上杉定勝 寛永16年(1639) 米沢城二の丸に能舞台設営
- ・ 4代 綱憲 延宝7年(1679) 初入部祝賀能 藩士・町人が白州で観覧
- ・ 5代 吉憲 宝永2年(1705) 初入部祝賀能 藩士・町人が白州で観覧
(1,000人余)
- ・ 8代 重定 延享4年(1747) 初入部祝賀能 藩士・町人が白州で観覧
宝暦9年(1759) 米沢城本丸に能舞台移築 能興行
- ・ 9代 治憲 明和7年(1770) 正月3日 謡初(正月恒例行事として幕末まで定着)

以上であるが、さらに4代藩主上杉綱憲の能楽政策について、市史からもう少し詳細に引用したのが次の文章である⁽³⁵⁾。

綱憲の初入部は延宝7年(1679)、綱憲19歳の時で、この時祝賀能が行われたが、藩士はもちろん町人にも白州で観覧させている。米沢城二の丸(今の松岬神社のところ)に町人を入れ自由に観覧させるなどということは全く異例のことである。藩では翌年乱舞衆(能楽を演ずる役者、のち「芸能組」=筆者注)の人員を増やしている。延宝8年將軍綱吉は將軍宣下の祝賀能を行い諸大名を江戸城に招いている。藩では翌天和元年に桜田邸に老中を招き、返礼の能楽をやっているが、綱憲夫人の父紀州藩主親子も招いている。天和3年(1683)、米沢城二の丸で能興行を行っているが、この頃になると諸士の中には謡を口ずさむ者が多くなり、町人の中にも富裕な家庭の者は謡を口ずさむようになった。

このほか、宝永2年(1705)にも二の丸での能興行に町人を観覧させていることを考えれば、能・謡曲が米沢城から町民の生活エリアにまで広まっていったことが容易に推察できる。米沢藩は東北では唯一の金剛流の拠点でもあったことも踏まえておくべきであろう。

米沢藩のこのような能楽や謡曲の普及が、大明神沢碑をはじめ江戸時代の草木塔建立にどう反映されているのか、裏付けはなくまったく不明である。しかし、能楽をとおして「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」の仏教思想が町民や庶民層まで広まり、それがなんらかのかたちで碑の建立に繋がったかも知れないと考える視点は大切であろう。これからの草木塔研究における問題提起としておきたい。

7. まとめ

(1) 偈文にみる自然との一体化思想

米沢市口田沢地区の大明神沢と入田沢地区の白平夫の2つの草木塔に刻まれた偈文「一佛成道観見法界 草木国土悉皆成佛」は建立解明への重要な糸口を与えてくれる。まず、偈文には仏性や成仏という点において人間も草木も一緒であるという考えが示されている。人間と自然・宇宙の一体化・合一の思想を根底にもっているといえる。実際に羽黒山伏による次のような考えが語られている⁽³⁶⁾。

「草木国土悉皆成仏」荒澤寺で修行する者への大切な教えの一つである。修験者は、生きとし生けるものを、自分と等しい仏性のある存在として、草木一本に至るまで貴べと教えられる。これは、自分が目の前の草であると思うことから始まる。それというのは、私達はいずれ土に還るからである。(中略)私達は大自然の一部となる。

このように、古代から続く伝統的な草木・樹木に対する樹霊信仰や一体化思想には根強いものがあり、草木供養塔建立の底流に流れていることはほぼ疑いないことであろう。しかし、それがただちに置賜地域を中心とした草木塔建立の直接的要因になっているとは言い難く、さらに地域固有の要因や時代的背景などを検討する必要があるであろう。

（2）偈文「一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛」とその一体的理解

さらにこの偈文の意味を考えるに、前半部「一佛成道觀見法界」と後半部「草木国土悉皆成佛」を切り離して捉えることは本来的にできない。つまり後半部の「草木の成仏」は前半部の「一佛成道觀見法界」があってはじめて可能となることを述べているからである。意識すれば「仏の慈悲の眼で世の中を見つめることが出来ること」によって、草木をはじめすべてが成仏できる」。逆にいうならば、「草木は人間が仏心や慈悲の眼をもって接しなければ成仏できない」ということである。まずは人間の心のありようや死生観の確立を先に述べた偈文であり、その結果として草木の成仏があるとする考えに立っている。よって、「草木国土悉皆成佛」のみの表現はあくまでも簡略化した表記であり、数多くある「草木供養塔」「草木塔」の表記も同じ文脈で捉えることができる。

（3）偈文の死者供養経文としての活用

偈文「一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛」は能・謡曲の「鶴」「仏原」、そして一部「野守」において人間の供養経文として唱えられている。これらを通して中世以来この偈文はかなり知られた文言であったと思われる。偈文は仏教者・修験者などによって、実際に死者供養に力点をおいた用い方がなされたが故に、能・謡曲に反映しているのだと考えられる。死者が成仏を遂げて、草木の霊とともに大自然に還って一体となることを祈る供養の経文として、偈文は世俗的に活用されてきた歴史的経緯があると考えられる⁽³⁷⁾。

（4）大明神沢の碑の鎮魂供養性

大明神沢の碑は、1万本余の樹木伐採に対する草木への怨霊鎮魂の意味とともに、当時の作業犠牲者の鎮魂供養の可能性を示している。この碑は人間と草木の供養という2つの観点から検討することが必要である。特に江戸時代の草木供養については、人々が恐れる怨霊への不安と鎮魂のための建立という側面が考えられ、この時期の草木塔は人々の怨霊観念の視点から検討が加えられるべきである。

（5）米沢藩の能・謡曲政策

米沢藩の能・謡曲政策は大変活発で、藩士のみならず町民を観衆として招いて普及させていることが歴史的に明らかである。それが草木塔とりわけ大明神沢碑「一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛」などにどのように反映されたか、また置賜地域を中心とする草木塔建立の地域的要因としてどのように繋がっているのか、今後の検討課題である。

おわりに

本稿は、『山形民俗』第28号掲載の論考である「草木塔『一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛』の考察」（2014年11月22日発行）を基本にした。さらに米沢市田沢地区における「草木塔との語らい」での講演「田沢地区『草木塔』初期建立の背景・目的」（2014年7月19日）、大学コンソーシアムやまがたでの講義「草木塔と民俗」（2013

年5月30日)「続・草木塔と民俗」(2014年6月27日)も加えて、あらためて一つの論考として再構成したものである。最後になったが、草木塔の研究と普及活動を精力的に取り組まれている「おいたま草木塔の会」の皆さんには大変お世話になった。また長井市文化財調査会委員の渋谷敏己氏には能・謡曲の曲目についてご教示を賜った。「やまがた草木塔ネットワーク事務局」(山形大学)には常日頃からご指導をいただいている。皆様のご厚意に対して心より御礼を申し上げます。

[注]

- (1) 『置賜の民俗』第19号 特集：草木塔の心を探る 置賜民俗学会 2014年
- (2) 井上光貞訳『日本書紀 上』中央公論社 1987年
- (3) 三浦佑之『口語訳古事記 [完全版]』文芸春秋 2006年
- (4) 『日本霊異記』新日本古典文学大系 岩波書店 1996年
- (5) 『新庄古老覚書』復刻版 新庄市教育委員会 1972年
- (6) 『万葉集一』新日本古典文学大系 岩波書店 1999年
- (7) 『延喜式』卷三 神祇三『新訂増補國史大系 第26巻』所収 吉川弘文館 2000年
- (8) 大友義助『最上の山の語り』私家版 2009年
- (9) ①藤沢地区は山形新聞2003年11月14日付記事、②荒沢地区は山形新聞2012年11月7日付記事、③平田地区は朝日新聞2004年7月1日付記事を参照した。
- (10) 前掲 大友義助『最上の山の語り』
- (11) 『日本庶民文化資料集成 第3巻 能』三一書房 1978年
- (12) 中村 元『佛教語大辞典』縮刷版 東京書籍 1981年
- (13) 石島尚雄「『正法眼蔵聞書抄』と論議－特に一仏成道觀見法界の偈をめぐって－」『印度學佛教學研究第52巻第1号』所収 日本印度学仏教学会 2003年
- (14) 竹村牧男「『草木国土悉皆成仏』の意義について」『地球システム・倫理学会会報第2号』所収 地球システム・倫理学会 2007年
- (15) 『謡曲百番』新日本古典文学大系57 岩波書店 1998年
- (16) 『謡曲集 上』日本古典文学体系40 岩波書店 1960年
- (17) 同 上
- (18) 同 上
- (19) 前掲『謡曲百番』
- (20) 同 上
- (21) 同 上
- (22) 同 上
- (23) 岩本 裕『日本佛教辞典』平凡社 1988年
- (24) 前掲 中村 元『佛教語大辞典』
- (25) 前掲 『謡曲集 上』
- (26) 同 上
- (27) 前掲『日本庶民文化資料集成』第三巻
- (28) ①『鷹山公偉績録 卷の一 御年譜上』鷹山公偉績録刊行会 1934年

- ②『鷹山公偉績録 卷の二十 誠信篇』鷹山公偉績録刊行会 1934年
- ③『治憲公御年譜 卷八』（『上杉家御年譜 九 治憲公（1）』米沢温故会 1979年
- (29)『米沢年表 中・近世篇』米沢市史編集資料 第9号 1982年
- (30) ①藁科立遠「管見談」『山形懸史資料篇4 新編鶴城叢書下』所収 1960年
②竹俣美作当綱「国政談」『山形懸史資料篇4 新編鶴城叢書下』所収1960年
- (31) 前掲『治憲公御年譜 卷八』
- (32)『草木塔の語らい～米沢市田沢を歩いてけろ～』森の仲間ネットワーク 2009年
- (33) 渡邊敏和「墓石型の草木供養塔からの推察」前掲『置賜の民俗』第19号所収
- (34)『米沢市史』第2巻（近世編1）米沢市史編さん委員会 1991年
『米沢市史』第3巻（近世編2）米沢市史編さん委員会 1993年
『米沢市史 大年表・索引』米沢市史編さん委員会 1999年
『米沢市史編集資料』第9号 米沢市史編さん委員会 1982年
- (35) 同 上『米沢市史』第2巻（近世編1）
- (36) 島津弘海「修行はどのように行われるか」『千年の修験 羽黒山伏の世界』所収 新宿書房 2005年
- (37) 関口健氏（村山民俗学会会員）は、真室川町平岡地区の修験寺院である光明院に伝わる『修験道無常用集』の「通用塔婆」（文化14年書写）に「一佛成道觀見法界 草木国土悉皆成佛」の経文があることを見出している。それは人々の七回忌法要の際に実際に供養経文として唱えられていた証し、との見方を示している。

